**平成２９年（フ）第５０３号**
相模原市中央区上溝4596番地３
債務者　河村さゆり
１　決定年月日時　平成29年12月15日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第２４６号**
愛知県一宮市瀬部字清水16番地１　サンコート本郷101号
債務者　小林　拓矢
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第２７３号**
愛知県稲沢市祖父江町祖父江南川原80番地３
債務者　大阪屋こと　石田　政俊
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第２７６号**
愛知県一宮市開明字乾土35番地３
債務者　古野　貞子（旧姓荒平）
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第２７８号**
愛知県一宮市西大海道字戌亥71番地
債務者　五十川清恵
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第２８１号**
愛知県一宮市三条字ヱグロ72番地１　ヨーロピアンタキセイ401号
債務者　庄田　脩武
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第３０１号**
愛知県岩倉市栄町１丁目94番地１　みそのビル301号
債務者　天山こと　山﨑　正之
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第４３７５号**
大阪府高槻市南芥川町17番２号
債務者　水口　一豊
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第４５７５号**
大阪市都島区毛馬町２丁目11番33―1405号
債務者　川畑　裕誌
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５２０９号**
大阪府東大阪市三島２丁目８番13号　メゾネットエスペランサ　106
債務者　今川　里美（旧姓田村）
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５２１０号**
大阪市東成区大今里南４丁目13番28号
債務者　上路かおり（旧姓梅川）
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５２１１号**
大阪市東成区大今里南４丁目13番28号
債務者　上路　千尋
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５２８２号**
大阪市住吉区墨江１丁目９番25号　ウィステリア墨江　203号、前住所大阪市住吉区東粉浜３丁目27番18号　ハイアットマンションアヴィ　902号
債務者　中家三重子
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５３３６号**
大阪府大東市北条１丁目24番８号　コーポタナカⅡ202号
債務者　塩田　勝祥
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５４２９号**
大阪市西淀川区姫島６丁目３番25号　田中方
債務者　梶原知恵美
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５４６４号**
大阪府門真市岸和田１丁目４番16―106号
債務者　田中　智美（旧姓土居）
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３３号**
山口県長門市俵山5081番地３
債務者　中野　幸枝
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月12日まで
山口地方裁判所萩支部